

区立福祉園の民営化に関する考え方（案）【概要版】

【現状及び課題】

1 区立福祉園民営化に係る検討の経緯・目的 [本編1ページ]

障がい福祉施策では、障がいのある方の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、その生活を地域全体で支える「地域生活支援拠点等」の整備、発達障がいや医療的ケアを必要とする方々への切れ目のない支援など、ライフステージに応じた環境整備が求められている。

こうした中、「いたばしNo.1実現プラン2021」（平成31年1月策定）においては、既存の行政サービスのあり方を見直し、財政基盤の確立をめざすとし、区立福祉園についても「民営化の検討」が位置づけられた。

2 区立福祉園の現状及び課題 [本編2ページ]

区立福祉園（全9園）は、主に生活介護と就労継続支援B型のサービスを提供しており、700名程度の方が日々通所している。平成17年度までは区直営及び委託により運営し、平成18年度からは指定管理者制度を導入している。

区立福祉園においては、民間事業所と比較し、障がいの程度の重い方を多く受け入れており、セーフティーネットの役割を担っている現状がある。

障がいのある方の高齢化や重度化の進展に合わせ、これまで担ってきた公的責任を果たしつつも、多額の費用が想定される改修経費や、障がい福祉施策全体の行政需要に対応しうる基盤を強化していく必要がある。

3 民営化検討の視点 [本編4ページ]

(1) 利用者説明会における意見

利用者説明会（令和元年12月4日～23日実施）では、サービス水準低下への懸念、継続利用に係る不安、事業者の安定的運営に対する不安などの意見が寄せられた。今後、段階的に意見を伺い、区として対応を図っていく。

(2) 運営経費

指定管理者を導入している区立福祉園では、運営経費は全て指定管理料で賄われるが、民営化の場合、東京都の補助があるものの、運営経費に係る収入である国の自立支援給付費割合が5割程度となっている。

サービス水準の維持のため、区の一定の補助を検討する必要がある。

(3) 障がいの重い方の受け入れ

区立福祉園利用者は、民間事業所と比較し、障がいの程度が重い傾向にあり、法定以上の人員を配置することで、セーフティーネットとしての役割を果たしている。

(4) 施設の改修経費等

多くの施設が築25年以上経過していることから、今後多額の維持改修経費が見込まれており、民営化した際の運営面において大きな負担となる。

【民営化に関する考え方】

1 基本方針 [本編6ページ]

(1) サービス水準の維持

他区・民間事業所のサービス内容や、公平性・セーフティネットの役割を勘案の上、サービス内容を精査し、民営化園のサービス水準の維持を図るとともに、継続的・安定的な事業運営の担保、障がい区分の重い方の受け入れ先確保を図るため、区による支援を行っていく。

障がいの程度の重い方への対応と受け入れの確保については、区立福祉園と同様の支援員が配置できるよう、補助を実施する。また、受け入れ先の拡大を図っていく。

(2) 改築（改修）時期を考慮した導入の検討

民営化を導入する際は、施設の改築・改修の時期を考慮して実施することとし、次期指定管理期間（令和3年度～7年度）から次々期指定管理期間（令和8年度～12年度）への更新時における民営化の導入を検討していく。以降については、民営化した園の効果検証の上、次の民営化の導入を検討していく。

(3) 改築（改修）への対応

施設の改築・改修においては、事業者の安定的な事業運営の担保を図るため、多額の経費を必要とする施設建設や大規模改修には、一定の補助を行う。

(4) 民営化の手法

民営化の手法は、該当園の状況等を踏まえ、以下の手法から選択し、導入していく。

- ① 現区立福祉園の民営化と合わせた建て替え
- ② 現区立福祉園の建物の譲渡
- ③ 複数の施設を集約したうえでの民営化

(5) 事業者の選定

プロポーザルによる公募を原則とし、それまでの指定管理事業者が参入しうるスキームとするとともに、実績への加点などを検討する。

2 今後の進め方 [本編7ページ]

今後は、議会報告や利用者説明会により、本案への意見をいただきながら、「区立福祉園の民営化に関する考え方」をまとめる。以降、区立福祉園の改修計画を検討・策定し、段階的な説明による理解を得ながら民営化導入園を決定していく。

また、指定管理者制度についても、現在のあり方を検証の上、改善を図っていく。

3 今後のスケジュール [本編8ページ]

(1) 区立福祉園の民営化に関する考え方

令和2年5月中旬	区議会健康福祉委員会報告
5月～6月	説明会（利用者・保護者・福祉園）
6月～8月	「区立福祉園の民営化に関する考え方」作成
8月下旬	区議会健康福祉委員会報告
9月～10月	説明会（利用者・保護者・福祉園）

(2) 指定管理者の選定等

令和2年4月～6月	指定管理に関する検証
6月～12月	次期指定管理者の選定（令和3年度～令和7年度）

(3) 民営化導入に関する検討

区立福祉園改修計画及び民営化計画の検討・策定は、次々期指定管理者（令和8年度～）を選定すべき時期に向け、段階的な説明を踏まえ、行っていく。